

# 一般質問から

平成23年第2回定例会の一般質問は、6月15日、16日、17日の3日間にわたり、18人の議員が52項目の質問事項について、市の見解を求めました。ここでは、各議員の主な質問と、それに対する市の見解を紹介いたします。

なお、詳しくは、8月下旬に更新予定のホームページをご覧ください。

\*議員名の上の番号は、議席番号を示しています。



## リフォーム助成制度について

**Q** 大震災の影響を受けて市内事業所の経営が大変というところで、緊急融資も実施されていますが、昨年同様の助成拡大のリフォーム助成制度を市民・事業者の皆さんが待ち望んでいます。早期の実施についてお聞きします。

**A** 昨年度の拡充した実績は、補助金交付件数が532件、補助額は約2億1500万円でした。大幅に拡充し、一定の経済波及効果はあったと考えています。アンケートの結果でも、市民・事業者ともに継続的な実施が望まれています。特に事業者にとって業績回復の大きな転機としてとらえている方が多く、今後の実施のあり方や方法について具体的に検討をまいります。

10番 郡司 伶子

◆



## 震災発生時の下校方法について

**Q** 3月11日の震災発生時、小学生の下校方法が各学校で違うケースがありました。なかには保護者が帰宅することが出来ず、余震が続く最中、低学年児童が一人、自宅で待機をするというケースがあったと聞いています。今後、同様な事態となった場合を想定し、市全体としての見解(マニュアル)を定める必要があると考えますが、市の考えをお聞きします。

**A** 今回の大震災では、本市は震度5弱と今まで経験のないほど大きかったものの、学校周辺では被害がなかったため、

3番 朝田 和宏

各学校では安全を確認し、引き取りや集団下校という形で、教員が途中まで引率するなどして下校させました。後日、緊急に校長を招集し、被害状況の確認や対応状況の課題、反省点をあげ、今後の児童生徒の安全確保について共通理解を図りました。今後、このような場合には、確実に学校から保護者の手元へと引渡しをしていくことを再確認いたしました。

## 生活保護行政について

**Q** 厚生労働省の発表によると、本年2月末現在の全国の生活保護受給者が約200万人を超えたとのこと。八潮市の生活保護の現状等について伺います。

**A** 生活保護は、生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自らのくらしを支えられるよう、自立を支援することを目的とした制度です。本市の生活保護受給者数も増加しており、平成22年12月現在で全国平均15・6パーセント増と推定されています。

7番 大山 安司

1ミル、埼玉県平均11・3パーセント、本市は14・7パーセントで対前年度比14・6パーセント増です。本市では、能力に応じた自立の助長として就労支援等を行い、また、年金や雇用保険等、受給可能な収入が受給できるよう指導等もしています。生活保護費にかかる悪質な不正受給に対しては、刑事告訴等の必要もあると考えます。また、法に基づくケースワーカーの適正配置や不当要求対応専門員の増員について、人事部門と協議していきたいと考えています。

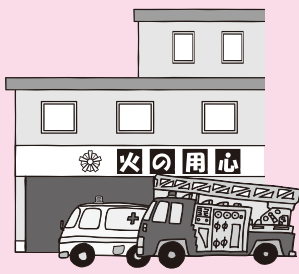
## 消防署大瀬出張所について

**Q** 住民のよりどころとなっている大瀬出張所がなくなると不安感がある。市の見解を伺います。

**A** 消防署はいかなる状況でも適切に対応できるように、消防・救急体制を構築し、市民の安全安心を守ることを基本理念として活動しています。消防行政を取り巻く社会状況は、住民の高齢化や連帯意識の希薄化などにより、地域の災害への対応力の低下が懸念されることに加え、火災をはじめとした各種災害も複雑多様化し、大規模化

9番 池谷 和代

も懸念されています。このようことから消防本部としては限られた消防体制・消防資源をより有効に活用するためにはどのようなしたら良いのか調査研究し、また現在、消防委員会でも審議して頂いているところです。



## やしお生涯学習まちづくり財団への支援のあり方について

**Q** 公益法人制度改革関連3法が平成20年12月1日に施行され、現行の公益法人を公益財団法人に移行させたいと聞いています。しかし、市は平成23年4月1日から5年間、財団を指定管理者に再度指定しました。財団は基本財産の運用だけでなく必要経費も確保できず、市から人件費等、多額な補助金の交付を受けており、自立運営ができない状況になっています。これを考えると財団の支援のあり方について検討すべきです。財団の廃止も含めた抜本的な改革をすべきと考えますが、市の見解を伺います。

22番 柳澤 功一

**A** 財団設立から16年が経過し、特定非営利活動促進法の施行、指定管理者制度の創設、公益法人改革等により、公益法人に対する社会的な関心が高まっております。市としても財団の役割や市の支援のあり方等を検証する時期に来ていると認識しております。財団の今後の運営に関し、庁内の関係部署の職員及び財団職員とで検討会を早急に設置し、財団の事業の意義、採算性等、あらゆる角度から検証、検討を行い、事業の継続の是非を判断してまいります。